

議案第 4 7 号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市手数料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 1 0 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例

宇治市手数料条例（平成12年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

(14) 個人番号カード（電子証明書に係る部分を除く。）の再交付手数料	800円
-------------------------------------	------

」

を「

に改め

(14) 削除	
---------	--

」

る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。